申市HPに掲載している申請書を提出 ※電子申請をご利用の場合は、受付 期間中に申請を行い、添付書類を 7月16日金までに契約課へ提出

※詳しくは提出要項をご覧ください。 **■** 問契約課(☎0848-38-9282)

市長の資産等の報告書閲覧

「政治倫理の確立のための尾道市 長の資産等の公開に関する条例」に 基づき、尾道市長の資産等補充報 告書·所得等報告書·関連会社等報 告書の閲覧を次のとおり行います。

- ■6月30日(水)から 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
- 場秘書広報課秘書係

申申込方法・申込先問問い合同日時・期間関場所効対象

わせ先の表

☆電話 WJアクス 定定員 関料金 一

け で 電子メート 関持参物

イール 間締切

申 同 秘書広報課秘書係

(20848 - 38 - 9250)

御調町・向島町の計量器使用者の皆さんへ 特定計量器(はかり)定期検査のお知らせ

御調町と向島町(旧尾道地区・因島地区・瀬戸田 町を除く)で計量器を使用している人は、今年度 が定期検査です。商店、工場、学校、保育所、宅 配便、病院、薬局などで「はかり」を取引または証 明に使用している人は、必ずこの検査を受けて ください。

定期検査を受けないで、「はかり」を業務用に使 用すると、計量法違反として処罰されることが

あります。(家庭用の「はかり」は、業務用に使用できません。)

※県に届出をしている計量士による検査を受け、その旨を県に届け出た 「はかり」は、この検査が免除されます。(代検査制度)

実施日時	場所
7月13日以10:30~14:30	尾道市農協御調車両センター隣接倉庫
7月14日3 10:30~14:30	尾道市農協向島営農センター

間広島県商工労働局イノベーション推進チーム 計量検定グループ(☎082-513-3335)

(一社)広島県計量協会(☎082-255-7386)

商工課(☎0848-38-9183)

よりよい景観づくりのために

申間まちづくり推進課 (20848 - 38 - 9223)

●建物等の建築や外観(屋根・外壁等)を改 修する場合には景観の届出等が必要です

尾道市では、平成22年4月から市全域を景観計画 区域とし、よりよい景観づくりを進めています。

一定規模を超える建築行為等(建物等の新築や増 改築、外観の変更等)をしようとする場合は、尾道 市景観計画及び尾道市景観条例により、事前に届出 (景観地区(※)においては認定申請)が必要です。

※「尾道・向島地区」・「瀬戸田地区」の一部の区域を重 点地区としています。重点地区のうち[尾道・向島 地区 は都市計画で [景観地区 | に定めています。

对市全域

- 囚○建築行為等をしようとする場合には、事前に届 出(景観地区においては認定申請)が必要です。 (届出と認定申請では対象となる規模が異なりま
- ○建物等の形態意匠(外観(屋根・外壁等)の形状や色

彩等)に基準や景観地区においては高さ制限があ

○ブロック塀や金属製フェンスの設置についても、 形状や色彩等の基準があります。

※詳しくは、市HPをご覧ください。

●屋外広告物(看板)を設置する場合は許可 申請等が必要です

立て看板や広告塔などの屋外広告物は、街並みを 構成する重要な要素です。まちの美観や景観を守 り、落下や倒壊による事故を未然に防止するため、 許可・届出が必要です。

对市全域

- 囚○屋外広告物を設置するときは、あらかじめ申請 (許可又は届出)をしてください。(届出は広告物の 表示面積の合計が1㎡超~10㎡以下です。)
- ○申請をするときは、屋外広告物の表示面積に応じ て許可申請手数料がかかります。(届出は許可申 請手数料がかかりません。)
- ○許可期間は1年以内です。期間が終わった後も継 続して設置する場合は、更新の許可申請が必要で す。

食品等事業者の皆さんへ 食品衛生法が改正されました

6月1日から新たな「営業の許可 制度」「営業の届出制度」が始まり、 これまで営業許可・営業届出が不要 であった食品等事業者も、新たに 営業許可の取得・営業届出が必要と なる場合があります。

【主な見直し内容】

- ■「営業の許可制度」の見直し
- ・漬物製造業、水産製品製造業など が新たな許可業種として、営業許 可の取得が必要となりました。
- ※新設許可の取得には3年間の猶 予期間があります。(令和6年5月 31日まで)
- ・営業許可の要件である施設基準が 全面的に改正されました。
- ■「営業の届出制度 |の創設

食品衛生法の「要許可業種」と「届 出が不要な業種」以外の営業者は、 保健所への届出が必要になりまし た。(令和3年11月30日までに届 出をしてください。)

- **申**インターネットでの入力か、所 定の様式を提出
- ※詳しくは、県東部保健所HPをご 覧ください。
- **固**広島県東部保健所生活衛生課 (20848 - 25 - 4642)
- lg.jp/soshiki/172/syokuhinei seihoukaisei.html

勤労者体育センター 工事のお知らせ

緊急設備改修工事のため、6月 中旬から8月31日までの間、勤労 者体育センターの使用を全館中止 します。利用者の皆様にはご迷惑 をお掛けしますが、ご理解とご協 力をお願い致します。

間尾道市勤労青少年ホーム

(**☎**0848−22−5396/ 平日9:00~21:00)

「渚の交番」が オープンします

因島大浜町「アメニティ公園」内 に日本財団の助成を受けて、海を 活用した地域づくりの総合拠点が 設置されます。

- ■7月中旬オープン
- **内**飲み物等の提供、絵本ギャラリー の整備、展示・イベントスペース 等の利活用など
- 間NPO法人PLUS

(20845 - 24 - 3571)

農地に関する相談を 受け付けています

農業委員会各出張所では、農地 相談員による相談を受け付けてい ます。

受付時間 9:30~15:30

- ■御調出張所 毎週木曜日
- ■向島出張所 毎週火曜日(6月7 日から曜日変更)
- ■因島出張所 毎週火·木曜日
- ■瀬戸田出張所 毎週水·金曜日
- 圖農業委員会事務局
- (20848 38 9491)

井戸水を飲用している皆さんへ

- ○井戸は、その周辺を清潔にして、水が汚染されないよう にしましょう。
- ○味や色に異常を感じた時は、すぐに飲むのをやめてくだ
- ○井戸水は定期的に水質検査を行い、安全を確認してから 飲用しましょう。
- ※御調地域ではフッ素が、原田地域ではヒ素が多いことが あります。(地質由来)
- ※田畑の近くでは、肥料の影響により窒素が高くなることがあります。 ○基準を超えた井戸水は、飲まないでください。
- ○水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で受けることがで
- きます。
- ※詳しくはお問い合わせください。
- 圓環境政策課(☎ 0848-38-9434)

不審物に関する情報は税関まで

東京2020オリ ンピック・パラリ ンピックの開催 を控えてテロの 脅威が高まる中、 税関では水際対 策をより一層強



化しています。 爆発物・銃器等テロ関連物資の密輸 入阻止のためには、皆さんからの 情報提供が大きな力となります。 次のような不審物を見た・怪しい言 動を聞いた場合には、税関まで連 絡をお願いします。

■不審な漂流物

何か貨物が入っているような漂 着物・漂流物を発見したとき。

■怪しい言動

SNSで知り合った人などから、「外 国から荷物が届くので、名前と住所 を貸して欲しい。|と頼まれたとき。 情報提供はこちら 密輸ダイヤル ☎0120-461-961(24時間受付) 圆福山税関支署尾道糸崎出張所

(20848 - 23 - 2793)

LECTURE



勤労青少年ホームの講座 ゆかたを着こなしましょう

- **■**6月30日、7月7日·14日·21日 の水曜 19:00~20:50
- 場尾道市勤労青少年ホーム
- 対原則、市内在住か勤務先のある 15~34歳の人【女性限定】。
- ※定員に達しない場合、対象者以 外の受講も可能。

定10人

講師 青山博恵さん(装道礼法きも の学院和装礼法講師)

- 間ゆかた、半巾帯を着る一式 甲電話で
- ※新規会員は年会費1,000円が必
- 6 月22日火
- 申問尾道市勤労青少年ホーム

(20848 - 22 - 5396 / 13:00) $\sim 21:00)$

広報おのみち・令和3年6月 19

18 広報おのみち・令和3年6月